

# 国民健康保険料 更正通知書の見方

697-0027  
 島根県浜田市  
 殿町1番地

浜田 一郎 様

**①納付義務者**

通知書番号  
 保険証番号

**②被保険者証番号**

浜田市長  
 久保田 章市



## 国民健康保険料 決定（更正）兼納入通知書

決定 保険料	更正前	更正後	増減
	74,900 円	130,600 円	55,700 円

※ 賦課明細は次頁のとおり。

(単位：円)

※下記口座から振替させていただきます。

普通徴収		期別納付額	
期別	納期限	更正前	更正後
第1期	各期の支払い期限が記載されています	8,300	8,300
第2期		7,400	7,400
第3期		7,400	7,400
第4期		7,400	7,400
第5期		7,400	7,400
第6期		7,400	7,400
第7期		7,400	7,400
第8期		7,400	7,400
第9期		7,400	35,300
第10期		7,400	35,200
		0	0

金融機関名

口座登録された方は、  
口座情報

納組コード

納組名称

保険料納付方法等

徴収方法

納付義務者

生年月日

性別

特別徴収義務者

特別徴収対象年金

特別徴収対象年金額

**④期別保険料額  
変更前・変更後**

**⑤納付方法**

更正事由			
異動年月日	届出年月日	理由	氏名
		社保離脱	
		擬制世帯主解除	

**⑥変更理由**

**⑦変更対象者**

この通知書に記載された事項について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この国民健康保険料の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

- ①審査請求があった日から3か月を経過して
  - ②処分、処分の執行又は手続きの続行により
  - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由
- は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提

(裏面) ↓  
**⑧保険料算出の内訳**  
 あるとき

# 国民健康保険料 更正通知書の見方

国民健康保険料決定（更正）通知書には、変更前後の「年間保険料」「期別保険料額」「保険料算出の内訳」等が記載されています。

## ① 納付義務者

保険料の納付義務者である「世帯主」のお名前が記載されています。ただし、通知書の送付先を変更されている方は、変更後のお名前が記載されています。その場合は、⑦変更対象者欄をご覧ください、誰の世帯分かをご確認ください。

## ② 被保険者証番号

窓口やお電話で、保険料等についてお問い合わせの際には、以下の内容をお伝えください。

「納付義務者氏名（必須）」及び「生年月日（必須）」

「被保険者証番号」

「連絡先の電話番号」

※ただし、お電話では個人情報（保険料額や所得、世帯の加入状況など）を含むお問い合わせにはお答えできません。ご理解いただきますようお願いいたします。

## ③ 年間保険料額 変更前・変更後

左に変更前、右に変更後の年間保険料額が記載されています。

## ④ 期別保険料額 変更前・変更後

普通徴収(口座振替含む)の方は上側、特別徴収の方は下側に金額が並んでいます。それぞれの項目の中で左に変更前の金額、右に変更後の金額が記載されています。

普通徴収…納付書や口座振替にて納付していただきます。

特別徴収…年金からの天引きにて納付していただきます。

(両方に記載されている場合) …1年の間に普通徴収と特別徴収が混在する方です。

## ⑤ 納付方法

上から振替口座情報、納付組織情報（浜田市には該当がありません）、特別徴収対象年金情報が記載されています。すべて空欄となっている場合は、納付書での納付となります。

## ⑥ 変更理由

保険料が変更になった理由が記載されています。

世帯内で国保加入や離脱があった場合や、所得金額の更正が行われた場合が該当します。

# 国民健康保険料 更正通知書の見方

## ⑦ 変更対象者

世帯内のどなたが変更理由の対象となっているかを記載しています。ただし、同時に複数の方が同じ理由で対象となっている場合には、「〇〇 〇〇 他 2 名」など、すべての方の記載を省略させていただくことがあります。

## ⑧ 保険料の算出内訳

保険料は世帯単位で算出します。左に変更前の金額、中央に変更後の金額、右に増減額が記載されています。

上から「医療分」、「後期高齢者支援金分」、「介護分」の内訳を記載しています。「介護分」は40歳以上65歳未満の方のみ算出し記載しています。

軽減がある世帯は軽減額が記載されています。

年度の途中で被保険者の増減があったような場合には、所得割基礎額や被保険者数は前後で変更がない表記になっております。この場合は、「増減調整額」欄に変更後の保険料額の増減が一括して表示されますので、ご了承ください。

## ⑨ その他

今年75歳になり、後期高齢者医療制度に該当（国保から離脱）する方は、あらかじめ75歳到達月の前月までの月割りで計算しています。

今年40歳になり、介護保険の第2号被保険者に該当する方には、40歳到達月時点で介護分を含んだ保険料を計算し、再度通知します。

## ⑩ 国民健康保険用語の説明

**擬制世帯主**…世帯員に国保加入者がいる世帯で、自身は社会保険や後期高齢者医療など国保以外の保険に加入している世帯主です。

**特定同一世帯所属者**…国保から後期高齢者医療へ移行した方です。

擬制世帯主、特定同一世帯所属者は、国保加入者ではないため所得割額の算定には含みませんが、**軽減判定所得の算定には含みます。**

特定同一世帯所属者が引き続き所属する世帯で、現在国保に加入している被保険者が1人である世帯は、平等割の軽減が受けられます。（申請の必要はありません。）

## ⑪ 保険料率について

保険料率は、毎年度見直しがあります。新年度の保険料率は、毎年5月末に決定し、告示します。